

事務連絡
令和5年5月9日

関係各位

長崎県高等学校体育連盟

新型コロナウイルス感染症にかかる基本方針の廃止について

令和5年5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

つきましては、5類感染症への移行を踏まえ、本連盟においてこれまで行ってきた「長崎県高等学校総合体育大会・新人体育大会の開催時における新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針」を廃止し、マスク着用などの基本的な感染対策については、個人の判断に委ねることとします。

なお、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることがあります。